



呉市立小・中学校

平成28年5月発行

共同事務センターだより 第2号

担当 倉橋共同事務センター

毎年6月は、諸手当の現在の状況を確認する月となっています。

6月1日現在で受けている諸手当（通勤手当・住居手当・単身赴任手当・扶養手当・児童手当）について、支給要件を備えているか実情を確認します。

添付書類が必要な方は早めに準備をお願いします。

提出期限 6月13日（月）

■ 通勤手当

対象：全職員（手当を支給されていない職員も）

◇現在の通勤状況を確認し「通勤の状況報告」に押印します。

次に該当する場合は、添付書類が必要です。



公共交通機関利用の場合	<ul style="list-style-type: none"> 定期券、回数券（発行No.及び金額が記載されている面）の写し PASPY（両面）の写し
有料道路等利用の場合	<ul style="list-style-type: none"> 「ETC利用証明書発行」画面を出力したもの、領収書 回数券等の写し

■ 住居手当

対象：住居手当を支給されている職員

◇いずれかの添付書類が必要です。

早目に記帳しておきましょう

6月分の家賃の支払い(支払先・金額)が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> 最新の家賃領収書の写し 引落としをした通帳の写し（表紙と記載ページ） ATM利用明細票の写し 	
	振込又は現金書留	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年6月～平成28年5月までの12ヵ月分の家賃支払が確認できる書類（引落としの場合は、通帳の表紙と記載ページの写しが必要）
父母等と賃貸借契約をしている場合	現金支払	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年6月～平成28年5月までの12ヵ月分の家賃支払が確認できる領収書の写し 家賃支払記録簿

■ 単身赴任手当

対象：単身赴任手当を支給されている職員

◇実情を確認します。

変更がない場合・・・現況調の変更の有無「無」の欄に○をして押印をする。

変更がある場合・・・現況調の変更の有無「有」の欄に○をし、速やかに実情をお知らせ（住居変更等）ください。



■ 扶養手当

対象：扶養手当を支給されている職員

◇扶養親族に収入がある場合もしくは共同扶養者がある場合は次のいずれかの添付書類が必要です。

給与所得の場合	・平成27年分の源泉徴収票の写し（給与所得のみの場合） ・平成28年度市町村民税・県民税特別徴収税額通知書の写し
月々の収入が不安定な場合（非常勤講師・パート等）	・平成27年6月～平成28年5月までの給与等支払明細書の写し
資産所得・事業所得の場合	・平成27年分の確定申告書及び収支内訳書の写し
利子、配当所得及び年金収入の場合	・証書、最新の額決定通知書又は額改定等通知書の写し
別居している父母等を送金等により扶養している場合	・経済的援助額を証明する書類又は別居している扶養親族の扶養状況説明書
共同扶養者がある場合	・職員及び共同扶養者の年収額が確認できる書類（平成27年分の源泉徴収票の写し等）

※市町村が発行する証明書は、平成28年度のを添付してください。（H28.6.1以降発行のもの）

※現況確認の結果、戻入となることがあります。収入が不安定な扶養親族については、毎月収入の確認を必ず行っておきましょう。

現況届に添付する「源泉徴収票の写し」は、収入が給与所得だけの場合に限りです。その他の所得がある方は、「所得証明書」等全ての所得額が確認できる書類を添付してください。

■ 児童手当

対象：児童手当を支給されている職員

◇次の添付書類が必要です。

職員及び子の属する世帯全員の記載のある住民票の写し（H28.6.1以降発行のもの）
本人及び配偶者の児童手当用所得証明書（平成28年度）原本
※ただし、職員の配偶者が配偶者控除または配偶者特別控除の対象者である場合は本人のみ

- ・児童手当現況届裏面の記入要領をよく確認して記入してください。

参考：『配偶者の職業欄』について

「被用者」…厚生年金加入者

「被用者でない者」…国民年金加入又は年金未加入者

- ・職員と職員の配偶者の所得額が逆転し、配偶者が児童手当等の受給資格者でなくなる場合は、職員が児童手当等の請求に係る届出をする必要があります。所得額を確認してください。

添付書類は全て個人番号(マイナンバー)、本籍を省略したものを提出してください。



サービス「一問一答」

今回は、赴任旅費についてです。

Q.「赴任に伴う移転」に該当するのはどのような場合か。

A. 配置換等の所属異動を理由とする住所又は居所の移転が該当する。このため、所属異動にかかわらず予定していた移転の時期と当該異動がたまたま重なった場合等は、該当しない。